

議 第 220 号

令和 6 年 9 月 3 日提出

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年熊本県指令市町村第 23 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（提出理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。